

社会福祉法人 北巢本福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 北巢本福祉会(以下「当法人」という)定款第二条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

2 交通費は、実費を支給できるものとする。

(改 廃)

第3条 本規程は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規則は、2017年4月1日から施行する。